

国際交流費の支出に関する内規

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この内規は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における通常会計の国際交流費（以下交流費という）の支出に関する必要な事項を定めるものである。

2. 交流費の支出

- 1) 本交流費は海外の粉体工学に関する情報収集、および国際会議の準備作業等のために支出するものとする。ただし、本会が主催ないし共催する国際会議については、主催ないし共催が決定するまでの準備作業に支出し、決定後は国際会議準備金で対応する。
- 2) 本交流費の支出に関しては、国際交流委員会（以下交流委員会という）が審議し、理事会への提案、審議を経て決定する。
- 3) 交流費の支出に際しては以下の条件に配慮すること。
 - ① 2国間に対し、多国間の国際交流事業を優先する。
 - ② 本会会員の海外渡航や外国人の招聘などにおいては、個人的な部分に対する支出は可能な限り抑制する。例えば、本会会員が海外出張する機会を利用して国際交流事業の準備交渉などの任に当たる場合や、来日外国人への講演依頼をする場合は、そのために必要となる追加費用に対しては支出を認めるが、旅費等の全額に対する支出は認めない。
 - ③ 談話会・部会等、本会の下部組織が行う国際交流事業への支出については原則として認めない。ただし、交流委員会および理事会で必要と認めた場合はその限りではない。

(附則)

この内規は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年2月17日 制定（理事会承認）